

名古屋地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 租税債権存在確認請求事件

国側当事者・国

令和2年11月26日認容・確定

判 決

原告	国
上記代表者法務大臣	上川 陽子
上記指定代理人	林 真人
同	中村 優希
同	小川 文充
同	池田 隼也
被告	株式会社Y
上記特別代理人	A

主 文

- 1 原告が、被告に対し、別紙租税債権目録記載の租税債権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

主文に同旨。

第2 事案の概要

1 請求原因事実

本件の請求原因事実は、別紙訴状写し「第2 請求の原因」記載のとおりである（なお、略語は同別紙に従う。）。

2 請求原因に対する認否等

- （1）請求原因1は認める。
- （2）請求原因2は不知。
- （3）請求原因3（1）ないし（4）は、不知。

請求原因3（5）は交付要求書の名古屋地方裁判所への送達は認め、その余は不知。

請求原因3（6）は交付要求書の破産管財人への送達及び破産管財人が弁済したことは認め、その余は不知。

（4）請求原因4は不知。

（5）請求原因5は不知。

（6）請求原因6は被告の破産手続が廃止されたことは認め、その余は不知。

第3 当裁判所の判断

1 請求原因事実について

証拠（甲1ないし33（枝番のあるものは枝番を含む））及び弁論の全趣旨から、請求原因事実については、すべて認めることができる。

2 確認の利益について

請求原因事実によると、名古屋国税局長は、本件各租税債権を徴収するために、第二次納税義務者であるB及びCに対して納付催告書による督促を行ったというのである。

そうすると、第二次納税義務についての時効中断の効力は、主たる納税義務には及ばず、本件各租税債権が時効消滅した場合には、B及びCの第二次納税義務も消滅することになるから、B及びCの第二次納税義務の時効消滅を防ぐためには、別途、本件各租税債権について時効中断の措置を執る必要があるというべきである。ところが、本件各租税債権については、既に破産手続が廃止されている被告には、十分な差押えの対象となるべき財産がないため、滞納処分を執るなどの本件各租税債権の徴収権の時効を更新するための措置を講ずることが困難であり、また、既に督促も行われているのであるから、時効を中断するには、裁判上の請求をするほかに的確な法的手段はない。

したがって、原告には、本件訴えによって本件各租税債権の確認を求める利益があるというべきである。

第4 結論

よって、原告の請求は理由があるから、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第4部

裁判官 村松 教隆

別紙 省略

別紙

訴状

令和2年9月3日

名古屋地方裁判所民事部 御中

原告指定代理人 林 真人
中村 優希
小川 文充
池田 隼也

原告 国
代表者法務大臣 三好 雅子
指定代理人 林 真人
中村 優希
小川 文充
池田 隼也

被告 株式会社Y

租税債権存在確認請求事件

第1 請求の趣旨

- 1 原告が、被告に対し、別紙租税債権目録記載の租税債権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 請求の原因

1 被告の現況等について

被告は、平成元年8月●日、愛知県刈谷市●●を本店として設立され、現在の本店所在地を名古屋市天白区●●、事業目的を外国語学習教室の経営及び通訳、翻訳の業務等とする、資本金4500万円の株式会社である（甲第1号証）。

被告は、平成26年6月5日、名古屋地方裁判所に対し、破産手続開始を申し立て（平成●●年（○○）第●●号。以下「本件破産手続」という。甲第2号証）、同月●日午後5時、破産手続開始決定を受け（甲第3号証）、平成27年9月●日、破産手続廃止決定を受け（甲第4号証）、同決定は同年10月●日に確定し、以後、現在に至るまで、被告の清算人は選任されていない（甲第1号証）。

2 原告の被告に対する租税債権の存在及びその取得の経緯

原告（所轄庁・名古屋国税局長）は、被告に対し、令和2年8月13日現在、既に納期限を経過した消費税及び地方消費税の租税債権を有しているところ（甲第5号証）、原告が上記租税債権を取得するに至った経緯は次のとおりである。

- (1) 被告は、法定申告期限である平成22年3月1日（消費税法42条4項、国税通則法〔以下「通則法」という。〕10条2項）までに、刈谷税務署長に対し、平成21年7月1日から平成22年6月30日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の中間申告書を提出しなかった。そのため、刈谷税務署長は、消費税法44条に基づき、被告から同年3月1日までに中間申告書の提出があったものとみなして、前年実績により計算した消費税額を直ちに確定した。これにより、被告は、当該中間申告に係る本税663万1200円（以下「本件租税債権1」という。）の納税義務を負うこととなった。

刈谷税務署長は、被告が本件租税債権1を法定納期限である平成22年3月1日（消費税法48条、通則法10条2項）までに納付しなかったため、同月26日、被告に対し、通則法37条に基づき、督促状を発して納付を督促した（甲第6号証）。

- (2) 被告は、平成25年2月26日、刈谷税務署長に対し、納付税額を355万9100円とする平成24年7月1日から平成25年6月30日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の中間申告書を提出した（甲第7号証）。これにより、被告は、当該中間申告に係る本税355万9100円（以下「本件租税債権2」という。）の納税義務を負うことになった。

刈谷税務署長は、被告が本件租税債権2を法定納期限である平成25年2月28日（消費税法48条）までに納付しなかったため、同年3月26日、被告に対し、通則法37条に基づき、督促状を発して納付を督促した（甲第8号証）。

- (3) 被告は、平成25年9月2日、刈谷税務署長に対し、納付税額を206万6800円とする平成24年7月1日から平成25年6月30日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書を提出した（甲第9号証）。これにより、被告は、当該確定申告に係る本税206万6800円（以下「本件租税債権3」という。）の納税義務を負うことになった。

刈谷税務署長は、被告が本件租税債権3を法定納期限である平成25年9月2日（消費税法49条、通則法10条2項）までに納付しなかったため、同月25日、被告に対し、通則法37条に基づき、督促状を発して納付を督促した（甲第10号証）。

(4) 被告は、平成25年9月18日、本店を現在の所在地である名古屋市天白区●●に移転し（甲第1号証）、同年11月29日、刈谷税務署長に対し、所轄税務署を刈谷税務署から昭和税務署に異動した旨の異動届出書を提出した（甲第11号証）。

(5) 被告は、平成25年12月2日、昭和税務署長に対し、納付税額を46万7500円とする同年7月1日から平成26年6月30日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の中間申告書を提出した（甲第12号証）。これにより、被告は、当該中間申告に係る本税46万7500円（以下「本件租税債権4」といい、本件租税債権1ないし4を併せて「本件各租税債権」という。）の納税義務を負うことになった。

昭和税務署長は、被告が本件租税債権4を法定納期限である平成25年12月2日（消費税法48条、通則法10条2項）までに納付しなかったため、同月24日、被告に対し、通則法37条に基づき、督促状を発して納付を督促した（甲第13号証）。

(6) 名古屋国税局長は、平成26年5月22日、昭和税務署長から本件各租税債権を含む被告の滞納国税（甲第14号証・2枚目「滞納税金目録」参照。なお、本件各租税債権は、順次、同滞納税金目録の4、5、7及び8行目に該当する。）について、通則法43条3項に基づき、徴収の引継ぎを受け、同条5項に基づき、同月23日、被告にその旨を通知した（甲第14号証）。

3 被告に対する滞納処分等の状況

(1) 昭和税務署徴収職員は、平成25年10月3日、本件租税債務1及び2を含む被告の滞納国税（甲第15号証・2枚目「滞納税金目録」参照。なお、本件租税債権1及び2は、順次、同滞納税金目録の4及び5行目に該当する。）を徴収するため、国税徴収法（以下「徴収法」という。）47条1項及び同法62条に基づき、被告がD株式会社に対して有する業務委託費用の支払請求権を差し押さえ（以下「本件差押処分1」という。甲第15号証）、同日、D株式会社に対し、債権差押通知書を送達した（甲第15号証）。

昭和税務署長は、同月31日、本件差押処分1に係る被差押債権153万7830円を取り立て、そのうちの83万9619円を本件租税債権2の本税に充当した（甲第16号証、同第17号証）。

(2) 昭和税務署徴収職員は、平成25年10月4日、本件租税債務1及び2を含む被告の滞納国税（甲第18号証・2枚目「滞納税金目録」参照。なお、本件租税債権1及び2は、順次、同滞納税金目録の4及び5行目に該当する。）を徴収するため、徴収法47条1項及び同法62条に基づき、被告がE株式会社に対して有する作業代金の支払請求権を差し押さえ（以下「本件差押処分2」という。甲第18号証）、同日、E株式会社に対し、債権差押通知書を送達した（甲第18号証）。

昭和税務署長は、同月15日、本件差押処分2に係る被差押債権10万6785円を取り立て、その全額を本件租税債権2の本税に充当した（甲第19号証、同第20号証）。

(3) 昭和税務署徴収職員は、平成25年10月24日、本件租税債務1ないし3を含む被告の滞納国税（甲第21号証・2枚目「滞納税金目録」参照。なお、本件租税債権1ないし3は、

順次、同滞納税金目録の4、5及び7行目に該当する。)を徴収するため、徴収法47条1項及び同法62条に基づき、被告がFに対して有する清掃業務作業代金の支払請求権を差し押さえ(以下「本件差押処分3」という。甲第21号証)、同日、Fに対し、債権差押通知書を送達した(甲第21号証)。

昭和税務署長は、同月29日、本件差押処分3に係る被差押債権28万1610円を取り立て、その全額を本件租税債権2の本税に充当した(甲第22号証、同第23号証)。

- (4) 昭和税務署長は、平成25年11月11日、本件租税債務1ないし3を含む被告の滞納国税(甲第24号証の1・2枚目「滞納税金目録」参照。なお、本件租税債権1ないし3は、順次、同滞納税金目録の4、5及び7行目に該当する。)を徴収するため、徴収法47条1項及び同法62条に基づき、被告がFに対して有する清掃業務作業代金の支払請求権を差し押さえ(以下「本件差押処分4」という。甲第24号証の1)同月14日、Fに対し、債権差押通知書を送達した(甲第24号証の2)。

昭和税務署長は、同月29日、本件差押処分4に係る被差押債権28万1610円を取り立て、その全額を本件租税債権1ないし3以外の被告の滞納国税に充当した(甲第25号証、同第26号証)。

- (5) 名古屋国税局長心得は、平成26年7月8日、本件租税債権1及び2を含む被告の滞納国税(甲第27号証の1・2枚目の「滞納税金目録(優先的破産債権用)」及び同号証・3枚目の「滞納税金目録(劣後的破産債権用)」参照。なお、本件租税債権1及び2は、順次、同滞納税金目録(優先的破産債権用)の4及び5行目に該当する。)を徴収するため、本件破産手続について、破産法114条による請求債権等の届出として、徴収法82条1項に基づき、執行機関である名古屋地方裁判所に対し、交付要求をし(以下「本件交付要求1」という。甲第27号証の1)、同月10日、名古屋地方裁判所に対し、交付要求書を送達した(甲第27号証の2)。

- (6) 名古屋国税局長心得は、平成26年7月8日、本件租税債権3及び4を徴収するため、本件破産手続について、徴収法82条1項に基づき、執行機関である破産管財人弁護士A(以下「本件破産管財人」という。)に対し、交付要求をし(以下「本件交付要求2」という。甲第28号証の1)、同月10日、本件破産管財人に対し、交付要求書を送達した(甲第28号証の2)。

名古屋国税局長は、平成27年9月4日、本件破産管財人から本件破産手続に係る弁済として789万2142円の支払を受けた(甲第29号証)。

4 第二次納税義務者に対する滞納処分の経緯

- (1) 名古屋国税局長は、平成29年3月9日、本件各租税債権を含む被告の滞納国税(甲第30号証・2枚目「滞納税金目録」参照。なお、本件租税債権1ないし4は、順次、同滞納税金目録の4、5、7及び8行目に該当する。)を徴収するため、被告から債務の免除を受けたことにより第二次納税義務者となるBに対し、徴収法32条1項に基づき、適用条文を同法39条とし、納付すべき金額の限度を880万円、納付の期限を同年4月10日とする納付通知書により、第二次納税義務の告知を行うとともに(甲第30号証)、同月18日、徴収法32条2項に基づき、納付催告書による督促を行った(甲第31号証)。

なお、Bは、上記納付通知による告知処分及び納付催告による督促処分に対して、所定

の不服申立期間に何らの不服申立てをしていない。

- (2) 名古屋国税局長は、平成29年3月9日、本件各租税債権を含む被告の滞納国税（甲第32号証・2枚目「滞納税金目録」参照。なお、本件租税債権1ないし4は、順次、同滞納税金目録の4、5、7及び8行目に該当する。）を徴収するため、被告から債務の免除を受けたことにより第二次納税義務者となるCに対し、徴収法32条1項に基づき、適用条文を同法39条とし、納付すべき金額の限度を855万円、納付の期限を同年4月10日とする納付通知書により、第二次納税義務の告知を行うとともに（甲第32号証）、同月18日、徴収法32条2項に基づき、納付催告書による督促を行った（甲第33号証）。

なお、Cは、上記納付通知による告知処分及び納付催告による督促処分に対して、所定の不服申立期間に何らの不服申立てをしていない。

5 本件各租税債権の消滅時効の中断について

(1) 国税の徴収権の時効中断に関する法令の規定等

ア 通則法72条は、国税の徴収を目的とする国の権利（以下「国税の徴収権」という。）について、その国税の法定納期限から5年間行使しないことによって時効により消滅すること（同条1項）、国税の徴収権の時効は援用を要せず、その利益を放棄できないこと（同条2項）、国税の徴収権の時効については、同法第7章第2節に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用すること（同条3項）を規定している。

イ 民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下、同改正前のもののみをいうときは、「旧民法」という。）における時効の中断事由は、請求、差押え、仮差押え又は仮処分、承認とされ（旧民法147条各号）、中断した時効は、その中断事由が終了した時から新たに進行するとされている（旧民法157条1項）。

ウ 通則法（平成29年法律第45号による改正前のもの。以下、同改正前のもののみをいうときは、「旧通則法」という。）73条1項は、国税の徴収権の時効は、特定の処分に係る部分の国税については、その処分の効力が生じた時に中断し、同項各号に掲げる期間を経過した時から更に進行することを規定しているところ、同項4号は、督促をした国税について、その期間を、督促状又は督促のための納付催告書を発した日から起算して10日を経過した日までの期間とし、同項5号は、交付要求をした国税について、その交付要求がされている期間と規定している。

(2) 本件各租税債権の消滅時効の中断について

ア 本件租税債権1の徴収権の消滅時効は、法定納期限（平成22年3月1日。消費税法48条、通則法10条2項）の翌日から進行しているところ（通則法72条1項）、納税の督促（平成22年3月26日）により中断し、その日から起算して10日を経過した日の翌日から新たに進行している。その後、上記消滅時効は、本件差押処分1の効力が生じた日（平成25年10月3日）、本件差押処分2の効力が生じた日（同月4日）、本件差押処分3の効力が生じた日（同月24日）、本件差押処分4の効力が生じた日（同年11月14日）、本件交付要求1の効力が生じた日（平成26年7月10日）にそれぞれ再度中断し、本件交付要求1の事由が終了した日の翌日から改めて進行する（旧通則法73条1項柱書き）。そして、本件交付要求1は、本件破産手続に対する破産債権の届出であるところ、破産手続が廃止決定によって廃止されたときには、廃止決定が確定した

時から新たな時効が進行すると解されている（川島武宜編者「注釈民法（5）総則（5）〔初版〕」133ページ（岡本坦））。そうすると、本件交付要求1の事由が終了した日とは、本件破産手続の廃止決定が確定した日（平成27年10月●日）となる。

したがって、本件租税債権1の徴収権の消滅時効は、平成27年10月●日から新たに進行している（通則法72条3項、旧民法157条1項）。

イ 本件租税債権2の徴収権の消滅時効は、法定納期限（平成25年2月28日。消費税法48条）の翌日から進行しているところ（通則法72条1項）、納税の督促（同年3月26日）により中断し、その日から起算して10日を経過した日の翌日から新たに進行している。その後、上記消滅時効は、本件差押処分1の効力が生じた日（同年10月3日）、本件差押処分2の効力が生じた日（同月4日）、本件差押処分3の効力が生じた日（同月24日）、本件差押処分4の効力が生じた日（同年11月14日）、本件交付要求1の効力が生じた日（平成26年7月10日）にそれぞれ再度中断し、本件交付要求1の事由が終了した日の翌日から改めて進行する（旧通則法73条1項柱書き）。そうすると、本件交付要求1は、本件破産手続に対する破産債権の届出であるから、本件交付要求1の事由が終了した日とは、本件破産手続の廃止決定が確定した日（平成27年10月●日）となる。

したがって、本件租税債権2の徴収権の消滅時効は、平成27年10月●日から新たに進行している（通則法72条3項、旧民法157条1項）。

ウ 本件租税債権3の徴収権の消滅時効は、法定納期限（平成25年9月2日。消費税法49条、通則法10条2項）の翌日から進行しているところ（通則法72条1項）、納税の督促（同月25日）により中断し、その日から起算して10日を経過した日の翌日から新たに進行している。その後、上記消滅時効は、本件差押処分3の効力が生じた日（同年10月24日）、本件差押処分4の効力が生じた日（同年11月14日）、本件交付要求2の効力が生じた日（平成26年7月10日）にそれぞれ再度中断し、本件交付要求2の事由が終了した日の翌日から改めて進行する（旧通則法73条1項柱書き）。そして、本件交付要求2は、本件破産手続に対する財団債権の届出であるから、本件交付要求2の事由が終了した日とは、本件破産手続の廃止決定が確定した日（平成27年10月●日）となる。

したがって、本件租税債権3の徴収権の消滅時効は、平成27年10月●日から新たに進行している（通則法72条3項、旧民法157条1項）。

エ 本件租税債権4の徴収権の消滅時効は、法定納期限（平成25年12月2日。消費税法48条、通則法10条2項）の翌日から進行しているところ（通則法72条1項）、納税の督促（同月24日）により中断し、その日から起算して10日を経過した日の翌日から新たに進行している。その後、上記消滅時効は、本件交付要求2の効力が生じた日（平成26年7月10日）に再度中断し、本件交付要求2の事由が終了した日の翌日から改めて進行する（旧通則法73条1項柱書き）。そして、本件交付要求2は、本件破産手続に対する財団債権の届出であるから、本件交付要求2の事由が終了した日とは、本件破産手続の廃止決定が確定した日（平成27年10月●日）となる。

したがって、本件租税債権4の徴収権の消滅時効は、平成27年10月●日から新たに

進行している（通則法72条3項、旧民法157条1項）。

6 原告が本件各租税債権の確認を求める利益を有すること

租税債権者による租税債権の確認の利益について、東京地方裁判所昭和39年3月26日判決（判例時報372号8ページ）は、租税債権について他の時効中断措置を執り得ない場合には、給付又は確認の民事訴訟を提起する利益がある旨判示している（同旨の裁判例として、名古屋地方裁判所平成24年7月19日判決・甲第34号証）。

原告は、本件各租税債権を徴収するため、徴収法32条2項に基づきB及びCに対し、納付催告書による督促を行ったが（甲第31号証、同第33号証）、第二次納税義務者に対する時効中断の効力は、本件各租税債権には及ばない。

また、本件破産手続は、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足するとして、破産手続が廃止されているから（甲第1号証、同第4号証）、被告には十分な資産があるとはいえず、被告に対する滞納処分を執行するなどの本件租税債権の徴収権の時効を更新するための措置を講ずることができない。そうすると、本件各租税債権の徴収権は、本件破産手続廃止決定が確定した平成27年10月●日の翌日から5年の経過（令和2年10月●日）をもって、消滅時効が完成し、その附従性により第二次納税義務も消滅することとなり、本件各租税債権の徴収確保に支障が生じるため、原告は、時効の更新のために本件訴訟を提起する必要がある（民法147条1項1号）。

したがって、原告は、本件各租税債権の確認を求める利益を有する。

第3 結語

以上により、原告は、本件各租税債権の時効の進行を更新するため、被告に対し、同債権を有することの確認を求める次第である。

以上

別紙 省略